委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月25日

□中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番 号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk25/mynumber_dokujiriyou.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せ てその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	兵庫県立学校授業料等徴収条例(昭和37年兵庫県条例第47号)による授業料、 入学考査料及び受講料の免除に関する事務(以下「県立学校授業料等免除事 務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例別表第1 2の款(1)の項 兵庫県立学校授業料等徴収条例(昭和37年兵庫県条例第47号)による授業料、 入学考査料、入学料及び受講料の免除に関する事務(以下「県立学校授業料等 免除事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1 条	兵庫県立学校授業料等徴収条例(昭和37年兵庫県条例第47号)第11条
	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u>	第11条 教育委員会は、特別の理由があると認められる者に対しては、授業料、入学者査料、入学料及び受講料の額の全部又は一部を免除することができる。
⑦独自利用事務の関連規範		兵庫県立学校授業料等徴収条例(昭和37年兵庫県条例第47号) 兵庫県立高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則 兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校授業料等減免に関する事務取扱要領及び 別表

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	兵庫県立学校授業料等徴収条例(昭和37年兵庫県条例第47号)第11条		
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の 受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	授業料、入学考査料、入学料及び受講料の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校授業料等減免に関する事務取扱 要領2及び別表		
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等		
③提供を求める特定個人情 報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号口	兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校授業料等減免に関する事務取扱 要領2及び別表		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報		
特定個人情報3				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ハ	兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校授業料等減免に関する事務取扱 要領2及び別表		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報		

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校授業料等の免除及び減額に関す る規則第5条第1項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の 受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則第5条第1項の届出に係る事実について審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校授業料等減免に関する事務取扱 要領2及び別表
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情 報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号口	兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校授業料等減免に関する事務取扱 要領2及び別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ハ	兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校授業料等減免に関する事務取扱 要領2及び別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報